

論壇

「会計参与制度」への「考察」期待



浅見 哲 【麹町】

会社法の制定(商法より会社法部分の拔出)により、会社内部機関へ会計専門家を登用する「会計参与」という制度が制定された。これは税理士にとって大きな時代の転換となる可能

1、会計参与制度の歴史的視点よりの考察

性のある出来事として良いと思う。この制度に対して消極的な意見と積極的な意見とに別れている感がある。本紙の意見は、私の積極論である。

一方で中小の株式譲渡制限会社と深く関わっている我々税理士は、そのような国際経済の動きを捉えた時代の変化は無関係のように考えてきた。しかし中小企業にも会計報告の充実の必要性が問われる時代になったと判断すべきであろう。

(1) 昭和25年シャープ税制 税理士は第二次世界大戦後の税制構築時に税理士法により制度化され、税務に関する専門家としての位置づけがされた。会計の専門家か否かは、税理士法第2条の付随業務論などによって、税理士の間では意見の異なるところでもあった。

経て、会計報告の正確性・信頼性は変遷しているのも事実であるが、それは時代と社会の要請の変化と捉える部分と我々専門家の反省すべき両面を見ておかなければならないと考える。

私の持論で、税法は確定決算主義をとっており、そのためには会計の専門家としての素養を所持しなければ機能し得ない点で会計の専門家であり、その機能は(2)の役割を果たしてきたことに拠れると考える。

既に諸外国の例では、大企業用と中小企業用の会計基準の使い分けがなされてきたことが窺える。それは大企業の基準を形式的に中小企業に強いることは、現実的には出来ないことを認め、我々の初期の職業的な苦悩との戦いであったとも表現できよう。

(2) 高度経済成長期の中小企業とともに そのような税理士の本来基礎に持つ「会計の専門家」としての役割が、戦後の経済成長・安定期に日本の国内の中小企業を中心に会計報告の可能性や正常化へ役立ってきたことは紛れもない歴史的事実であろう。

いまや企業の社会的責任を積極的に果たす時代へと進化した社会の要請に対して、正確な会計報告の実施は企業の社会的責任の最低限の提示となり、社会的な影響力のある上場企業はそれ以上の責任の提示が要求されている。そして国際的に会計基準のコンバージェンスが要求されるに至ってきている。

(3) グローバル化とCSR 時代の会計基準の多様化を積極的に果たす時代へと進化した社会の要請に対して、正確な会計報告の実施は企業の社会的責任の最低限の提示となり、社会的な影響力のある上場企業はそれ以上の責任の提示が要求されている。そして国際的に会計基準のコンバージェンスが要求されるに至ってきている。

中小企業への課題 商法時代は大企業の仕組みが前提だったので、会計原則も小企業には不可能な要素を持った過重な基準であった。

中小企業の税務申告のみならず(決算報告にいたる

中小企業でも守ることが可能な制度として構築されたと表現すればいいだろうか。それは同時期に前後して用意された「中小企業の会計に関する指針」の存在にも示唆されている。これにより、中小企業の会計報告を組み立てる税理士の責任が明確になるとともに果たしやすくなったと考えることが出来る。

書類は) 企業内部での完成より、税理士等の専門家が作成・調整することが多かったと断定してもよいのではなかろうか。

その意味で、現実論的に税理士は日本の戦後経済成長期における会計報告の大きな役割を担っており、会計の専門家であり続けてきたといえる。そのような歴史を踏まえて、会社法により明確に税理士は議論する余地なく会計の専門家と位置づけられたといえる。

それはなにより、会社法に規定する株式会社内部機能である「会計参与」として会計の専門家だけが就任可能な機能に、税理士が明記されたからだ。

(2) 中小企業の会計の基準の明確化 商法時代においては大会社組織を前提としており、その会計基準はコスト面から中小企業には沿うことの難しさがあつたことも分析する必要もあろう。

ここで、中小企業でも実施可能な会計基準「中小企業の会計に関する指針」と「会計参与」制度が交互に機能しながら時代的な要請を持って用意されたと考えられる。

ここ数年の変化は、会計基準と税法の乖離であり、会計基準のグローバルスタンダードとのコンバージェンスの要求から、企業の利益や活動の責任提示としての決算報告と各国家の権利である租税課税の基準とは、これからの時代においては更に乖離の可能性は当然にありえると考えられる。

2、税理士の会計専門家としての歴史的变化

(1) 会社法による内部機能としての会計参与

私は新たな提案として2種類の会計の専門家との表現を提示しておきたい。

税理士と公認会計士とを区分けしてのカタゴライズではなく、これまでの監査役とも外部監査とも異なる

役割・機能を見つめておきたい。それを思考したときに、前述したように税理士の成り立ちから現在までの役割を追求した結論として、監査する専門家と作成する専門家としての分け方だ。

会社法に「会計参与」制度が創設され、税理士法以外に決算報告(財務諸表)を作成する専門家と、それをチェック(監査)する専門家との2つの会計専門家の役割が定義されたと考えても良いのではなかろうか。

3、新たな時代に会計専門家の2つの役割の認識

(1) 会計専門家の中の違い

税理士と公認会計士とを区分けしてのカタゴライズではなく、これまでの監査役とも外部監査とも異なる

役割・機能を見つめておきたい。それを思考したときに、前述したように税理士の成り立ちから現在までの役割を追求した結論として、監査する専門家と作成する専門家としての分け方だ。

会社法に「会計参与」制度が創設され、税理士法以外に決算報告(財務諸表)を作成する専門家と、それをチェック(監査)する専門家との2つの会計専門家の役割が定義されたと考えても良いのではなかろうか。

税理士自身が自覚するとともに顧問先企業経営者への啓蒙が重要な役割となる時代となってきた。

4、新しい制度との関係

会計参与という制度は日本の独自の制度である。過去の海外からの翻訳で制度を作ってきた日本においてはまれな制度だと見ることが出来る。しかしながら過去の日本の社会における税理士の役割を評価し、その制度としての更なる定着とその歴史的经验をより時代に適合させようとしたものであると捉えるならば、日本の風土に適した制度を用意されたと考えても良いのではなかろうか。

税理士とその活躍の場である中小企業の会計報告を会計の専門家として名目的な監査役という実態の伴い

して決算書の正確性がより重要視される時代を迎えている。

なおかつ間接金融も担保主義から返済能力判断へ時代は変わりつつあるので、この観点から決算書(財務諸表)の正確性が求められるっており、企業経営者と税理士の意識改革と対応が必要な時代となってきたといえよう。

税理士自身が自覚するとともに顧問先企業経営者への啓蒙が重要な役割となる時代となってきた。